別表（第八条、第十一条、第十二条関係）

番号	事項（業務類型）	業務の区分（業務プロセス）	令別表の該当項	保存期間	保存期間満了時の措置	具体例（例にかかわらず、合理的な跡付け又は検証に必要十分な文書の作成・保存が必要）
BB　国家公安委員会の決定又は了解及びその経緯						
BB001t	公安委員会の開催	(1)会議の結果等	七の項ロ及びハ	20年	移管	公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）
BB002t	警察法第十二条の二に規定する監察の指示等	(1)指示等		５年	移管	警察法第十二条の二に規定する事務に関する行政文書

［別表を加える。］